

# 消防団の現状について

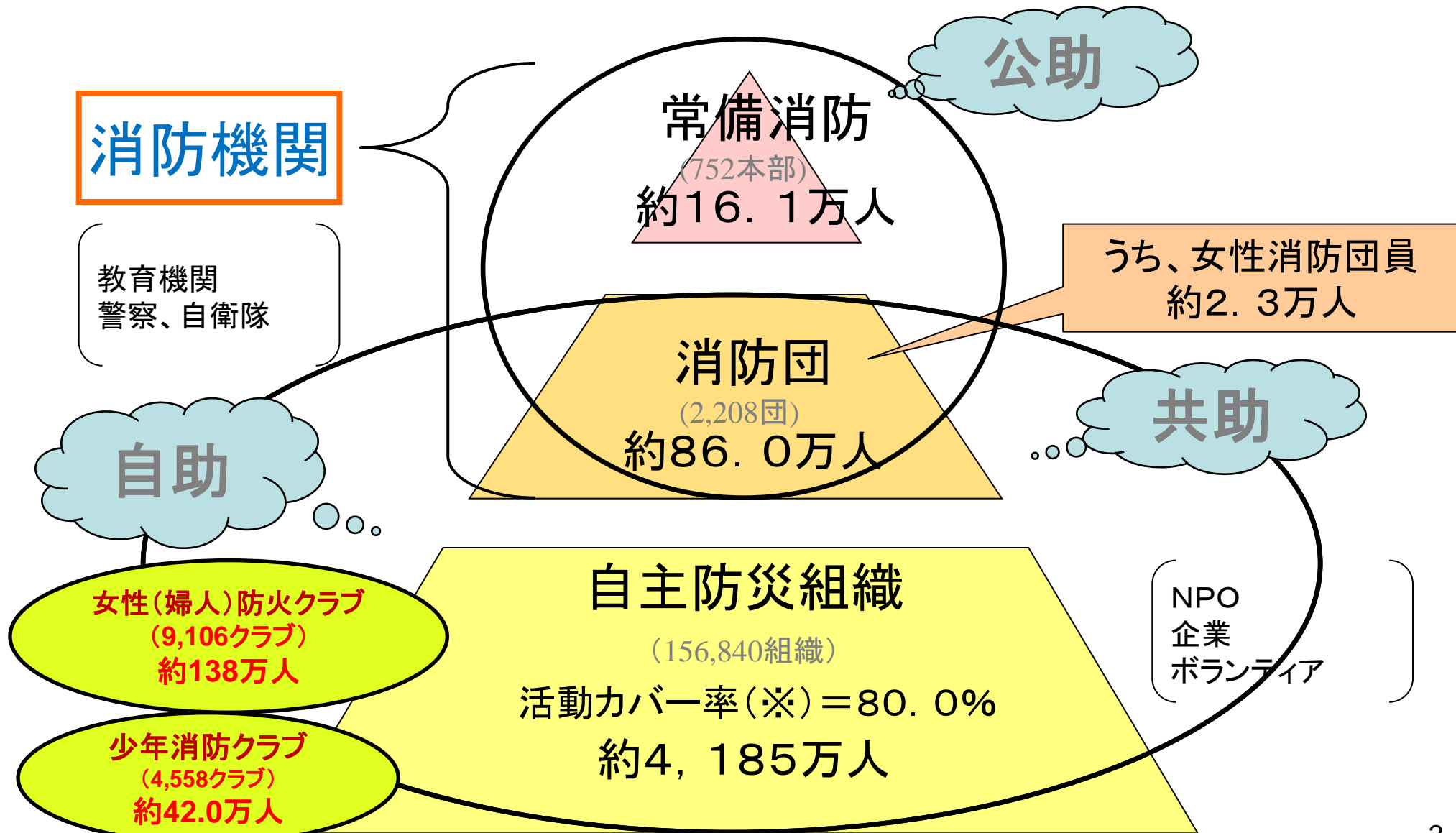
平成27年7月24日

消防庁 国民保護・防災部 地域防災室



# 1 消防団の現状と課題

# 地域の総合防災力



(※) 自主防災組織活動カバー率 = 自主防災組織の組織されている地域の世帯数 ÷ 管内全世帯数

# 大規模災害時の役割分担

## ○市町村長(市役所・町村役場)

災害対策本部の設置など

## ○消防本部

消火、検索・救助、救急(応急手当を含む。)、避難誘導、警戒

・火災防ぎよ、人命救助等が最優先。

・被害状況の把握・伝達等、市町村災害対策本部の機能を補佐。

## ○消防団

消火、水防活動、検索・救助、応急手当、避難誘導、警戒、避難所支援 その他

・避難誘導の比重が大。

・検索・救助にあたっては、警察や自衛隊などと連携した活動も。

## ○町内会・自主防災組織・自主防犯組織(住民)

初期消火、避難誘導・支援(救助)、応急手当、避難所支援(消防隊のバックアップ)

・首都直下地震のように倒壊家屋が多い場合は、救助も。

・津波災害時には、率先避難、避難の呼びかけや避難行動要支援者の避難支援も。

・場合よって防犯活動も。

## ○女性(婦人)防火クラブ(住民)

初期消火、避難誘導・支援(救助)、応急手当、避難所支援(消防隊のバックアップ)

## ○ボランティア(住民)

避難所支援(消防隊のバックアップ)

## ○学校(児童・生徒の安全確保、避難所運営補助)

## ○企業等の事業所(自衛消防組織ほか)

## ○民生委員

避難行動要支援者など

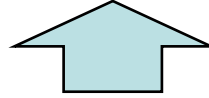
## ○社会福祉協議会

ボランティアセンターの立ち上げなど

- ・医療機関
- ・都道府県の出先機関
- ・警察(交番など)
- ・国の出先機関



- ・国
- ・自衛隊
- ・緊急消防援助隊



- ・ボランティア
- ・企業
- ・NPO
- ・医師会など



- ・都道府県
- ・警察

# 消防団の現状

## ◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(他方、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

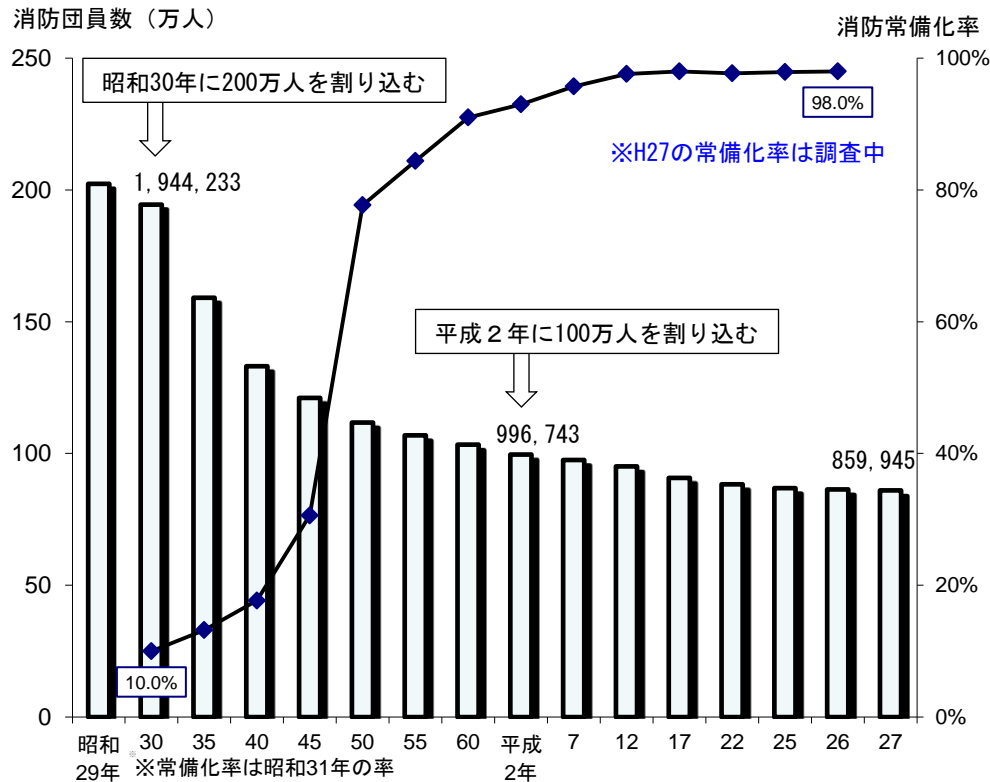
## 1 消防団・消防団員の現況 (平成27年4月1日現在速報値)

○消防団数:2,208団(全国すべての市町村に設置)

○消防分団数:22,430分団

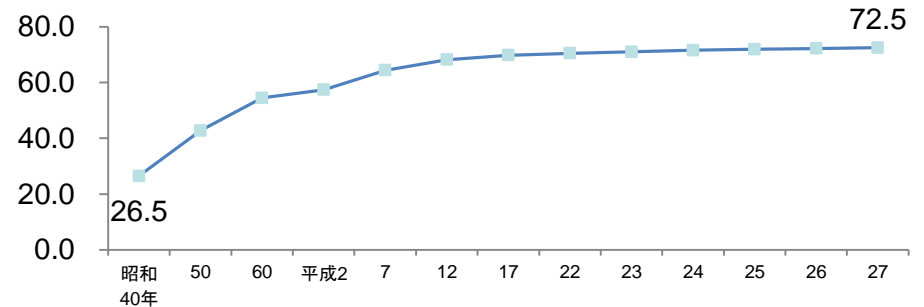
○消防団員数:859,945人(前年度より4,402人減少)

## 2 消防団員数と消防常備化率の推移



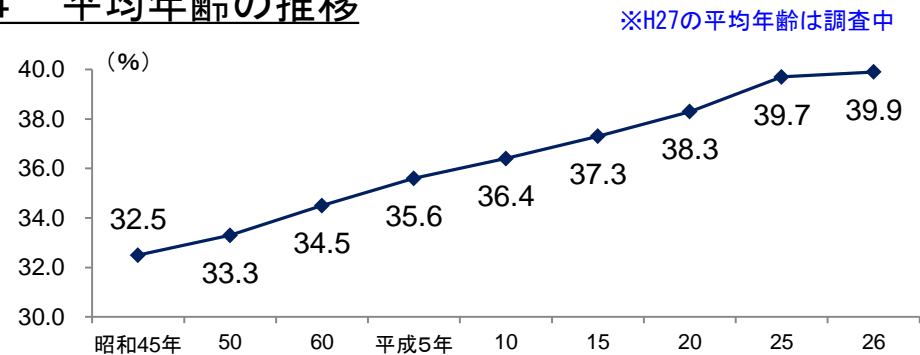
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成27年4月1日現在(速報値)で約86.0万人と戦後一貫して減少

## 3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は72.5%

## 4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳

## 5 都道府県別消防団員数の状況

都道府県名		H27. 4. 1現在	H26. 4. 1現在	増減	都道府県名		H27. 4. 1現在	H26. 4. 1現在	増減
1	北海道	25,682	25,842	△ 160	25	滋賀県	9,188	9,178	10
2	青森県	19,246	19,455	△ 209	26	京都府	17,838	17,941	△ 103
3	岩手県	22,168	22,415	△ 247	27	大阪府	10,485	10,482	3
4	宮城県	19,907	20,304	△ 397	28	兵庫県	43,041	43,647	△ 606
5	秋田県	17,320	17,491	△ 171	29	奈良県	8,545	8,534	11
6	山形県	25,562	25,590	△ 28	30	和歌山県	11,865	11,878	△ 13
7	福島県	34,143	34,465	△ 322	31	鳥取県	5,115	5,136	△ 21
8	茨城県	23,632	23,830	△ 198	32	島根県	12,222	12,409	△ 187
9	栃木県	14,875	14,983	△ 108	33	岡山県	28,607	28,725	△ 118
10	群馬県	11,778	11,856	△ 78	34	広島県	22,229	22,275	△ 46
11	埼玉県	14,283	14,276	7	35	山口県	13,322	13,365	△ 43
12	千葉県	26,368	26,557	△ 189	36	徳島県	10,880	10,975	△ 95
13	東京都	23,314	23,500	△ 186	37	香川県	7,722	7,660	62
14	神奈川県	18,099	17,994	105	38	愛媛県	20,451	20,543	△ 92
15	新潟県	38,123	38,215	△ 92	39	高知県	8,257	8,214	43
16	富山県	9,498	9,537	△ 39	40	福岡県	25,143	25,015	128
17	石川県	5,302	5,317	△ 15	41	佐賀県	19,284	19,367	△ 83
18	福井県	5,797	5,720	77	42	長崎県	20,053	20,201	△ 148
19	山梨県	15,174	15,127	47	43	熊本県	34,369	34,576	△ 207
20	長野県	35,314	35,370	△ 56	44	大分県	15,522	15,672	△ 150
21	岐阜県	20,769	20,649	120	45	宮崎県	14,829	15,008	△ 179
22	静岡県	20,416	20,561	△ 145	46	鹿児島県	15,469	15,488	△ 19
23	愛知県	23,184	23,430	△ 246	47	沖縄県	1,708	1,674	34
24	三重県	13,847	13,900	△ 53	合計		859,945	864,347	△ 4,402

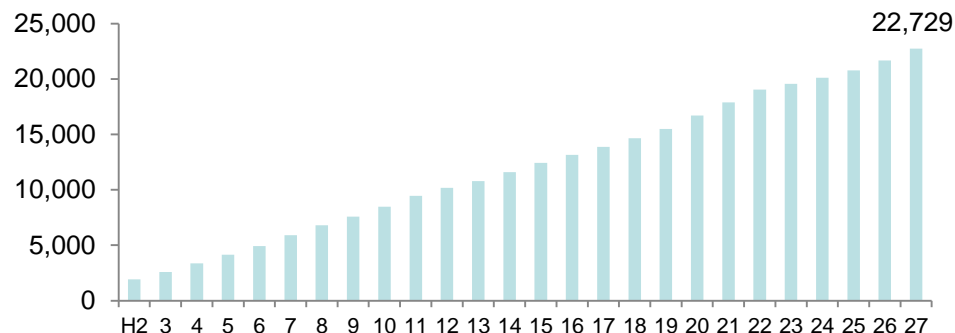
注) 「H27.4.1現在」の数値は速報値であり、今後変わることがある。

## 6 職業構成及び就業形態の状況

平成27年4月1日現在

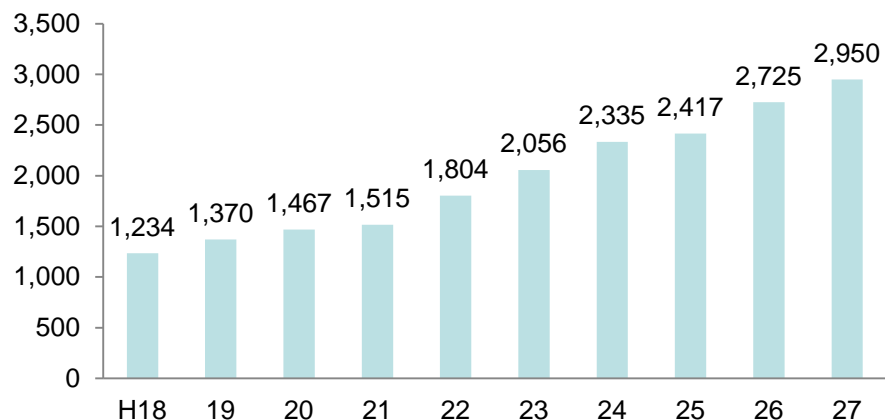
	職業構成					就業形態				
	国家 公務員	地方 公務員	農協・ 公社等	日本 郵政	その他	被用者	自営 業者	家族 従業者	その他	うち 学生
団員数(人)	2,784	62,883	30,769	6,129	757,380	623,882	108,207	71,831	56,025	2,950
構成割合	0.3%	7.3%	3.6%	0.7%	88.1%	72.5%	12.6%	8.4%	6.5%	0.3%

## 7 女性消防団員数の推移



女性消防団員数は22,729人で全体の約2.6%であり、前年度より1,045人増加。女性消防団員数は年々増加

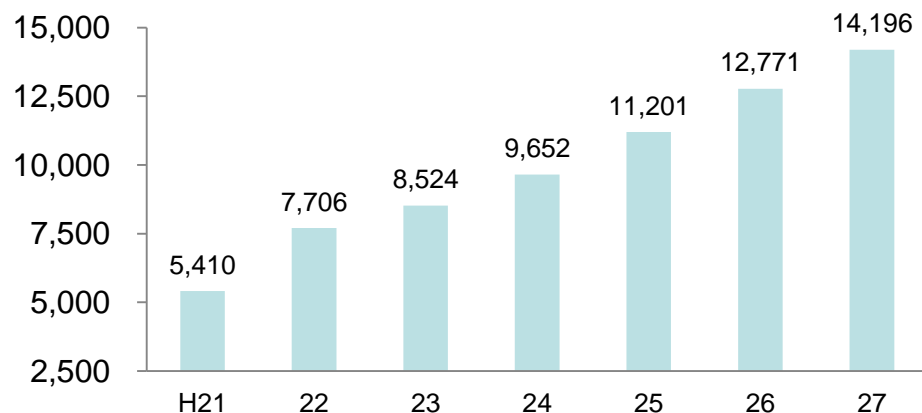
## 8 学生団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は2,950人であり、前年度より225人増加。学生の消防団員数は年々増加

## 9 機能別団員数の推移

※H23の岩手県、宮城県及び福島県のデータはH22の数値  
※H24の福島県のデータはH22の数値



機能別団員数は14,196人で、前年度より1,425人の増加。機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加

機能別消防団員

：能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員  
(予防広報団員、大規模災害対応団員、職団員OB団員等)

# 消防団の課題

## 【消防団の特長】

- ◎ 地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かした災害対応
- ◎ 地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割

## 地域防災の中核的存在

### 【消防団の現状】

- 消防団員の減少 ⇒ 86.0万人(平成27年4月1日)
- 団員のサラリーマン化 ⇒ 72.5%(平成27年4月1日)
- 団員の高齢化 ⇒ 平均年齢は39.9歳(平成26年4月1日)

### 【東日本大震災における消防団の活動】

- 水門等の閉鎖
- 住民等の避難誘導、救助
- 避難所の運営支援 など

↓  
その一方で、多くの消防団員が犠牲となる  
⇒死者・行方不明者 254名

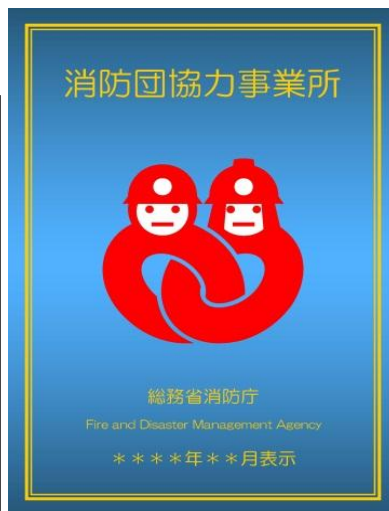
地域の消防・防災力を確保するために消防団の充実・強化が必要

### 【消防団員確保のための取組】

- 地方自治体への働きかけ
- 消防団入団キャンペーンの実施
- 消防団充実強化対策本部の設置(12月24日)
- 消防団協力事業所表示制度(H19.1運用開始)

◇表示証交付実績(平成27年4月1日現在)

- ・消防庁が交付する表示証(ゴールドマーク) 746事業所
- ・市町村等が交付する表示証(シルバーマーク) 11,446事業所
- ※協力事業所表示制度導入市町村 1,156市町村



消防庁が交付する表示証  
(ゴールドマーク)

### 【消防団員の装備、教育・訓練の強化】

- 退避ルールの確立
- 消防団の装備の充実
- 教育・訓練の充実強化



## 2 新法制定を受けた対応

# 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

(平成25年12月13日 法律第110号)

## 1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

## 2. 基本的施策

### (1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
  - ・意識の啓発(9条)
  - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
  - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
  - ・消防団員の処遇の改善(13条)
  - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
  - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

### (2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

# 女性、若者、地方公務員等の入団促進

## 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

### 1. 国家公務員

#### (1) 兼職の認め

- ・兼職の遂行に著しい支障があるときを除き認めなければならない。
- ・申請様式の簡素化(活動時間の記入は不要)

法律第10条第1項

#### (2) 職務専念義務の免除

- ・柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう、必要な措置を講ずる。
- ・公務の運営への支障がある場合を除き承認しなければならない。
- ・申請様式の簡素化。

法律第10条第3項

### 2. 地方公務員

- ・兼職の認めは、国家公務員と同様に行う。
- ・職務専念義務の免除については、政省令の整備は不要。
- ・国家公務員と同様に柔軟かつ弾力的な取り扱いを行うよう要請。

#### 【参照条文】

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団と兼務することを認めるよう求められた場合には、任命権者(法令に基づき国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百四条の許可又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。)は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等(任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。)により柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

# 第27次消防審議会 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」について

## <中間答申の位置付け>

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

## <主な提言内容>

### 消防団への加入促進

#### 被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1720団体中約670)に対する制度導入の徹底 ※ 交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

#### 女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

#### 大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

#### シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

### 地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

### 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

# 消防団の充実強化に向けた消防庁の最近の取組

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年12月13日施行)
- ・消防庁に「消防団充実強化対策本部」を設置(平成25年12月24日)
- ・第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(平成26年7月3日)



## 【消防団への加入促進】

- 女性や若者等の入団促進
  - ・総務大臣書簡(地方公共団体長宛)を発送し、女性や若者をはじめ、在勤者や地方公務員の入団促進を働きかけ(平成27年2月13日)
  - ・消防団員が増加した消防団に総務大臣感謝状を贈呈(平成27年7月15日)
  - ・大学生等の就職を支援するため学生消防団活動認証制度を創設(平成26年11月28日)
  - ・女性や若者等の入団促進を図るため、新たにモデル事業を実施(平成27年度当初予算)

- 被用者の入団促進
  - ・総務大臣書簡(経済団体宛)を発送し、従業員及び自衛消防組織構成員の入団促進、消防団活動がプラスに評価される仕組み、採用時の積極的評価について働きかけ(平成27年2月)
  - ・消防団員が特に多い消防団協力事業所に対する総務大臣感謝状の贈呈及び経済団体との意見交換を予定

- 地域防災力充実強化大会
  - ・消防団を中核とした地域防災力充実強化大会を実施(平成26年8月29日)
  - ・東西において地域防災力充実強化大会を新たに開催(平成27年度当初予算)
    - 東日本：平成28年1月29日(金) つくば国際会議場(茨城県)
    - 西日本：平成27年11月30日(月) 広島国際会議場(広島県)

## 【消防団員の処遇の改善】

- 報酬
  - ・無報酬団体については、平成27年度に解消される見込み(平成27年4月1日現在6団体)
  - ・決算ベースの平均単価が25,512円(H24)から25,855円(H25)に改善
  - ・特に年額報酬1万円未満の市町村(35団体)に対し引上げを要請

	交付税単価	現実の平均単価	
年額報酬(一般団員)	36,500円	25,512円 ※H24決算	25,855円 ※H25決算

## 【地方財政措置の拡充】

- 特別交付税の拡充
  - ※消防団数が標準団員数より2倍以上有する市町村に対する報酬に係る特別交付税措置
- 上限措置額1,000万円を撤廃
- 前年に比して実員数が増加した市町村を新たに算定対象とするよう拡充。
  - ※平成26年度3月交付分から



## 【装備・教育訓練の改善】

- ・消防団の装備の基準の改正(平成26年2月7日)を踏まえ、集中的・計画的な装備の改善を働きかけ
- ・救助資機材搭載消防ポンプ自動車配備
  - ・平成26年度補正予算(15億円) → 100市町村程度へ配備
  - ・平成27年度当初予算(3.6億円) → 18消防学校へ配備
- ・実践的な教育訓練を行うため、教育用DVD及び教育用冊子を作成(平成26年12月26日)
- ・消防学校の教育訓練の基準の改正(平成26年3月28日)を踏まえ、標準化を図るとともに実践的な訓練の実施を働きかけ

### 3 消防団への加入促進

# 最近の新規取組事例

## 1 地方公務員の「機能別消防団」の設置

<福岡県宗像市>

福岡県では、宗像市と連携し、福岡県宗像総合庁舎の職員に働きかけを行い、県・市職員による機能別分団を設置。

○設置時期：平成27年1月

○活動内容：消火活動、行方不明者捜索等

## 2 地方公務員の消防団加入促進

<岐阜県羽島市>

岐阜県羽島市では、職員研修の一環として、新人の男性職員を2年間の任期付き消防団員とする取組を実施。

○実施時期：平成27年4月

## 3 大学生の「機能別分団」の設置

<岡山県新見市>

岡山県新見市では、大規模災害時において避難所の後方支援活動等を行わせることを目的に機能別消防団を設置。

○設置時期：平成27年4月

○活動内容：大規模災害時の後方支援活動、広報活動

## 4 「特別区学生消防団活動認証制度」の導入

<東京消防庁>

東京消防庁では、消防団員として1年以上活動した学生に、就職活動の自己PRで使うことのできる、在学中の消防団活動における功績を認証する消防総監名の認証証明書を発行。

○導入時期：平成27年4月

## 5 高校生に対する防災教育

<東京都>

従来より行われている都立高校178校を対象とした消防署と連携した一泊二日の宿泊防災訓練（うち複数校については東京消防庁消防学校が指導する二泊三日の宿泊防災訓練あり）の実施に加えて、都立特別支援学校（20校を予定）についても同様に宿泊防災訓練を平成27年度から実施。

○実施時期：平成27年度

## 6 女性消防分団の発足

<愛知県犬山市>

市制60周年を記念して平成27年4月に女性消防分団を発足。

○実施時期：平成27年4月

## 7 消防団員応援事業

<岐阜県>

県内消防団員及び水防団にカードを配布し、協力店にカードを提示することにより割引サービス等を受けられる制度を導入。

○実施時期：平成26年8月

※同様の取組 宮城県（H27.8）、三重県桑名市（H26.10）、愛知県幸田市（H26.10）、秋田県大館市（H27.2）

## 8 消防団協力事業所支援のための事業税減税

<岐阜県>

岐阜県では、消防団協力事業所に対して法人事業税、個人事業税の税額の2分の1を減額。（減税限度額100万円）

○実施時期：平成28年4月

※同様の取組 長野県、静岡県（減税限度額10万円）

## 9 消防操法大会の活性化

<岐阜県各務原市>

岐阜県各務原市では、平成26年消防操法大会のアトラクションとして市長が指揮する市役所チームと、市議会議員で構成されるチームが出場。市長のリーダーシップの下、消防団の充実強化を図っており、10年間で消防団員の条例定数を40人上乗せした。

○条例定数増：平成17年～平成27年

## 10 関係機関と連携した災害対応訓練

<奈良県奈良市>

奈良市消防団が主催し、民間企業を含めた各関係機関や他の地方公共団体と連携して、避難誘導や避難所での傷病者及び精神科医療を必要とする被災者に対処する訓練を全国で初めて実施。

○実施時期：平成27年2月

○参加機関：災害派遣医療チーム（DMAT）等

# 学生消防団活動認証制度

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生、又は専門学生について、市町村がその実績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

※ 平成27年4月1日現在(速報値)で92団体が導入

## 制度の概要

### 認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

学生消防団員

↓ (認証推薦依頼書の提出)

消防団長

↓ (認証推薦書の提出)

市(町村)長 (認証の可否について審査)

「学生消防団活動認証状」及び  
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動認証決定通知書」の交付

学生消防団員

消防団長

↓ 就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

企業

## 消防庁様式

### 学生消防団活動認証状

別記第5号様式

〇〇市(町村) 学生消防団活動  
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。  
(活動内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村) 長 〇〇 〇〇 印

(消防庁様式)

### 学生消防団活動認証証明書

別記第6号様式

〇〇市(町村) 学生消防団活動  
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市(町村) 学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏 名) 〇〇 〇〇  
(生年月日) 平成 年 月 日  
(活動内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村) 長 〇〇 〇〇 印

(消防庁様式)

平成26年11月28日付消防地153号消防庁次長通知「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組について」にて全国に周知



# 女性や若者をはじめとする消防団加入促進モデル事業(1)

## 概要

女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県、市町村から提案を受け、その中から他の地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択する。

## 事業結果を波及

事業採択団体には、消防団の活性化を図るうえでの課題・解決方策の抽出、検証、提言等を行ってもらう。  
また消防庁において事業結果をまとめ、全国へ波及させる。

## 事業規模

1団体あたり委託上限額:250万円  
(ただし、変更する場合あり)

## 事業(例)

### ○市町村実施事業例

- ・女性分団新規設置に関する事業
- ・女性分団のスキルアップ事業
- ・消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度普及事業
- ・消防団と大学の交流促進活動
- ・自衛消防組織に対する消防団への加入PR活動
- ・消防団員の資格取得講習による消防団加入のインセンティブを与える事業

### ○都道府県実施事業例

- ・消防団協力事業所に対する減税措置の実施に係るPR事業
- ・消防団に関する活動に携わっている就職を控えた高校生に対する就職支援
- ・大規模イベントを活用した消防団員加入促進事業

# 女性や若者をはじめとする消防団加入促進モデル事業(2)

## 委託団体一覧

団体名		事業名		団体名		事業名
1	青森県 八戸地域 広域市町村圏 事務組合	ラジオ放送を利用した消防団加入促進事業	15	三重県	尾鷲市	消防団員活動服上下(新基準)及び防寒服を活用した入団促進
2	青森県 五戸町	消防団・少年消防クラブとの交流型サバイバル体験キャンプ	16	三重県	四日市市	シネマコンプレックスにおける消防団PR事業
3	岩手県 金ヶ崎町	おらほの消防団かっこいいぜ事業	17	滋賀県	草津市	大学における女性消防団員加入促進事業
4	岩手県 滝沢市	消防団活力アップ事業	18	京都府		大学生消防防災サークル支援事業
5	宮城県	消防団が主役の団員確保対策実現のための研修事業	19	鳥取県		地域を元気にするガイナーレ鳥取と消防団との連携事業
6	栃木県 鹿沼市	チェーンソー取扱業務に係る特別教育	20	岡山県	美咲町	女性団員加入促進及び普及啓発活動推進事業
7	群馬県	消防団応援プロジェクト	21	広島県		広島県消防団合同訓練
8	東京都 東京消防庁	学生消防団員を対象とした情報交流会(仮称)	22	広島県	福山市	女性分団新規設置に伴うカラーガード隊のスケールアップ事業
9	神奈川県 川崎市消防局	婦人消防隊委員を消防団入団へとつなげる事業	23	広島県	東広島市	若者(大学生含む)及び女性の消防団加入促進事業
10	新潟県	女性消防団員の活動に焦点を当てたイメージアップ広報	24	山口県	山口市	女性消防団員(予防隊)のスキルアップ事業
11	長野県	信州消防団員応援ショップ推進事業	25	愛媛県	松山市消防局	「大学生消防教育課程」開催事業
12	長野県 佐久市	佐久市消防団活性化事業	26	福岡県	大牟田市	消防団協力事業所表示制度拡充に向けた検証等事業及び若年層加入促進に向けた女性分団による消防団PR事業
13	岐阜県	消防団協力事業所支援減税制度周知展開事業	27	福岡県	みやま市	消防団と大学の交流促進事業
14	三重県 鳥羽市	実戦的な火災訓練を行う消防団をPR	28	長崎県		消防団強靱化ネットワーク事業

# 消防団協力事業所表示制度

(平成27年4月1日現在)

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

## 認定要件

【市町村消防団協力事業所】(次のいずれかに該当すること)

※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり

- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

【総務省消防庁消防団協力事業所】(次のすべてを満たすこと)

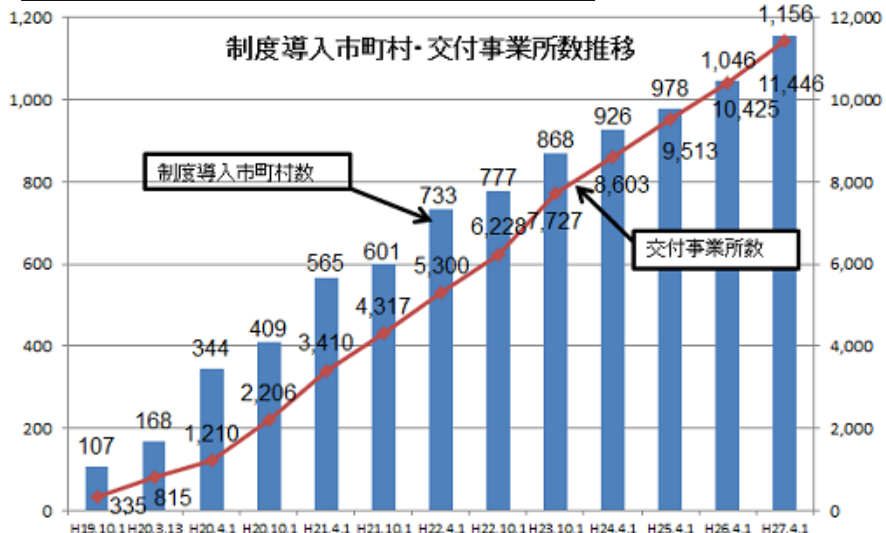
- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁、市町村等が交付する表示証  
(ゴールドマーク、シルバーマーク)



## 制度導入市町村・交付事業所数の推移

調査対象: 1,719市町村 (※)



## 消防団協力事業所表示制度導入状況等

調査対象: 1,719市町村 (※)

- 表示制度を導入している市町村 1,156市町村(67%)
- 消防団協力事業所数 市町村 11,446事業所、消防庁 746事業所

(※)23特別区(東京消防庁管内)は一つの市町村として計上している。

## 自治体による支援策の実施状況

### <都道府県 24府県>

#### ①減税 3県

法人事業税、個人事業税の税額の2分の1を減額  
(長野、静岡、岐阜)※岐阜は平成28年4月から実施  
減税限度額10万円・・・(長野、静岡)  
減税限度額100万円・・・(岐阜)

#### ②入札 19道県

入札参加資格の加点  
総合評価落札方式の加点 など  
(北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、島根、山口、徳島、高知、福岡、熊本、鹿児島)

#### ③その他 9府県

県知事感謝状の贈呈(富山、福井、山梨、長野、兵庫、徳島、愛媛)、  
中小企業制度融資(島根)、認証地域貢献企業からの物品調達(京都)

### <市町村 147市町村>

#### ①入札 144市町村

入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点 など

#### ②その他 6市町

消防団協力事業所報償金(秋田県能代市)、消火器の無償提供(愛知県豊田市)  
広報誌広告掲載料の免除(新潟県糸魚川市)、協力事業所の表彰(鹿児島県垂水市)  
協力事業所割引制度(新潟県上越市)、防災行政無線設置補助(長野県小海町)

# 4 消防団員の処遇の改善

# 消防団員の処遇

## (1) 報酬及び手当

○市町村は条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要がある。

地方交付税算入額 報酬(年額) 36,500円(団員)～82,500円(団長)  
出動手当(1回当たり) 7,000円

## (2) 公務災害補償

○消防活動は、しばしば危険な状況のもとで遂行されるため、消防団員が公務により死傷する場合もある。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

# 消防団員の処遇

## (3) 退職報償金

○消防団員が退職した場合、市町村は、その労苦に報いるため、慰労金の性格として当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。

○退職報償金を全階級で一律5万円引き上げるため、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令を改正した(平成26年4月1日施行)。

(単位:千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189→239	294→344	409→459	544→594	729→779	929→979
～						
団員	144→200	214→264	284→334	359→409	469→519	639→689

# 消防団員の処遇の改善 年額報酬の状況について

- 無報酬団体については、平成27年度に解消される見込み  
(平成27年4月1日現在6団体)

平成27年4月1日現在(速報値)の状況は以下のとおり。

年額報酬(一般団員)	団体数	累計
0円	6	6(1%)
1～5,000円未満	6	12(1%)
5,000～10,000円未満	29	41(2%)
10,000～15,000円未満	150	191(11%)
15,000～20,000円未満	227	418(24%)
20,000～25,000円未満	299	717(41%)
25,000～30,000円未満	277	994(57%)
30,000～35,000円未満	232	1226(70%)
35,000～36,500円未満	81	1307(75%)
36,500円以上	435	1742(100%)

(注) 0円の区分6団体のうち3団体については、条例上、出勤するごとに報酬を支給すると規定  
(よっていわゆる無報酬団体は3団体)。

# 5 装備の改善



# 消防団の新たな装備基準

## 装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年2月7日公布)

## 主な改正内容

### ○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実 (トランシーバー)

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器(トランシーバー等)を配備

### ○消防団員の安全確保のための装備の充実 (安全靴、ライフジャケット等)

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備

### ○救助活動用資機材の充実 (チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)

救助活動等に必要なた自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

※ 消防団の装備の基準の改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額  
(標準団体(人口10万人)当たり、約1,000万円(平成25年度)から約1,600万円(平成26年度)へ増額)

# 装備の充実・強化 「消防団の装備の基準」改正内容

区分	装備品	必要配備数	改正内容	地方交付税措置の内容
安全確保のための装備	救助用半長靴(安全靴)	全部の消防団員数	靴を救助用半長靴(安全靴)に変更	全部の消防団員数
	救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク		明確に位置付け、配備数を拡充	
	耐切創性手袋		新規追加	
	防火衣一式(防火衣、防火帽、防火用長靴、防火手袋)	ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある消防団員数	防火手袋を明確に位置付け、配備数を拡充	ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある消防団員数
双方向可能な情報伝達が可能な情報伝達	携帯用無線機	班長以上の階級にある消防団員数	無線受令機に代えることができる旨の規定を削除	班長以上の階級にある消防団員数
	トランシーバー	団員及び班長の階級にある消防団員数	明確に位置付け、配備数を拡充	団員及び班長の階級にある消防団員数
	車載用無線機	消防団の全部の車両数	携帯用無線機又は無線受令機に代えることができる旨の規定を削除	消防団の全部の車両数
	情報関連機器(双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ)	地域の実情に応じて配備	新規追加	—
救助活動用資機材	救急救助用器具(担架、応急処置セット、AED、油圧切断機、エンジンカッター)	分団等ごとに配備	AED、油圧切断機、エンジンカッターを明確に位置付け	分団等ごとに配備
	救急救助用器具(チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ)	分団等に複数配備	明確に位置付け、配備数を拡充	分団等に複数配備
	避難誘導用器具(警戒用ロープ、拡声器)		配備数を拡充	
	夜間活動用器具(投光器、発電機、燃料携行缶)		明確に位置付け、配備数を拡充	
	後方支援用資機材(エア・テント、非常用備蓄物資)	地域の実情に応じて配備	新規追加	—
(注) その他、林野火災用器具や積雪寒冷地用器具等の追加装備について、具体例を明示している。				

# 消防団に係る無償貸付車両

## 事業概要

南海トラフ巨大地震等に備えるため、被害が想定される関係府県の消防学校及び市町村（消防団）に対して、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車を整備し、地域の防災力の向上を図る。  
※ 消防ポンプ自動車をベースに、消火用資機材に加え、救助救出に必要な救助資機材を搭載

予算額 H26補正：15億円 H27当初：3.6億円

### 【搭載救助資機材】等

(1) 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 (2) 救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車



(3) 救助資機材・小型動力ポンプ搬送車 (4) 救助資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車



# 装備の充実・強化 標準的な地域防災拠点施設・消防団拠点施設

## 概要

- 平成26年3月28日消防庁防災課長通知
  - ・ 消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について、大規模災害時に備え、地域の自主防災組織や住民等との連携強化に資する地域の防災及びコミュニティの拠点施設としての標準的な考え方について整理
  - ・ 防災拠点施設及び消防団の拠点施設の機能強化を図るための整備事業が平成26年度から平成28年度まで緊急防災・減災事業債の対象
  - ・ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫の整備事業が新たに消防防災施設整備費補助金の対象

- 大規模災害時に長期間の活動を行うための拠点機能
  - ⇒ 待機室や広間等の整備
  - ⇒ 非常用備蓄物資や発電機等の整備
- 消防団員への教育・訓練の充実
- 防災指導の充実
  - ⇒ 団員や地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室
- 安全装備品及び救助資機材等の充実
  - ⇒ 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備
- 情報収集や他機関との情報共有のための機能
  - ⇒ 無線機等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備の整備
- 女性消防団員の増加
  - ⇒ トイレ・更衣室の設置(更衣室の設置が困難な場合は、間仕切り等で仕切りを行う)

災害時は団員の参集場所、活動拠点となり、平常時は会議室や、団員及び地域住民等の教育・訓練の場として利用できる待機室、研修室の整備

## 地域防災の拠点施設

備蓄スペース (地域住民向けの食料や資機材の保管庫)  ※ 消防防災施設整備費補助金においては30㎡以上	消防防災用車両の収納スペース	
	資機材の収納スペース	
自主防災組織等の活動スペース等	情報機器	男性用更衣室
	待機室、広間、研修室等  ・台所や収納場所に加え、団員1人当たり1㎡～1.5㎡程度を目安 又は ・団員に教育・訓練をスクール形式等で行うことを想定した十分なスペースを確保	男性用トイレ
		女性用更衣室
		女性用トイレ

## 消防団拠点施設

消防防災用車両の収納スペース	
資機材の収納スペース	
シャワー等	情報機器  男性用更衣室
女性消防団員等の活動スペース等	男性用トイレ
	女性用更衣室
	女性用トイレ

付加施設

## 6 消防団に関する財政措置

# 消防団のために必要となる経費

標準的な市町村

(平成27年度算定)

人口：100,000人、消防のために必要な経費：11億3,063万円、  
消防職員数：129人(兼務5)、分団数：15分団、団員数：570人 など

## 1. 報酬等

・ 団員報酬 約 2,130万円

団長	手当1人年額	82,500円	(1人)
副団長	〃	69,000円	(2人)
分団長	〃	50,500円	(15人)
副分団長	〃	45,500円	(15人)
部長・班長	〃	37,000円	(71人)
団員	〃	36,500円	(466人)
(合計570人)			

・ 出動手当 約 2,330万円  
(一回当たりの出動手当7,000円)

## 2. 消防団の装備・車両

区分	標準的な必要経費	主な装備品	必要配備数	耐用年数(注)
安全確保装備	約650万円	安全靴	全消防団員数	3年
		ライフジャケット	全消防団員数	8年
情報通信資機材	約330万円	携帯用無線機	班長以上の階級にある消防団員数	6年
		トランシーバー	団員及び班長の階級にある消防団員数	6年
活動用資機材等	約700万円	AED	分団ごとに1つ	5年
		チェーンソー	分団ごとに2つ	5年
自動車関係経費	約1,410万円	普通消防ポンプ自動車	分団ごとに1台	14年
		救助資機材搭載型車両	団ごとに1台	14年

(注) 耐用年数は交付税の算定上の数字である。

## 3. 消防団の入団促進に係る経費

約 500万円

## 4. その他(団員被服費、備品購入費、共済負担金等)

約 2,740万円

標準的な市町村が消防団のために必要となる経費



合計 約 1億790万円

### 【参考】

人口規模別の標準的な必要経費(基準財政需要額)(平成26年度)

・人口	1万2千人	約2,020万円
・人口	3万人	約4,220万円
・人口	10万人	約1億640万円 (標準的な市町村)
・人口	25万人	約2億2,120万円
・人口	100万人	約8億1,470万円

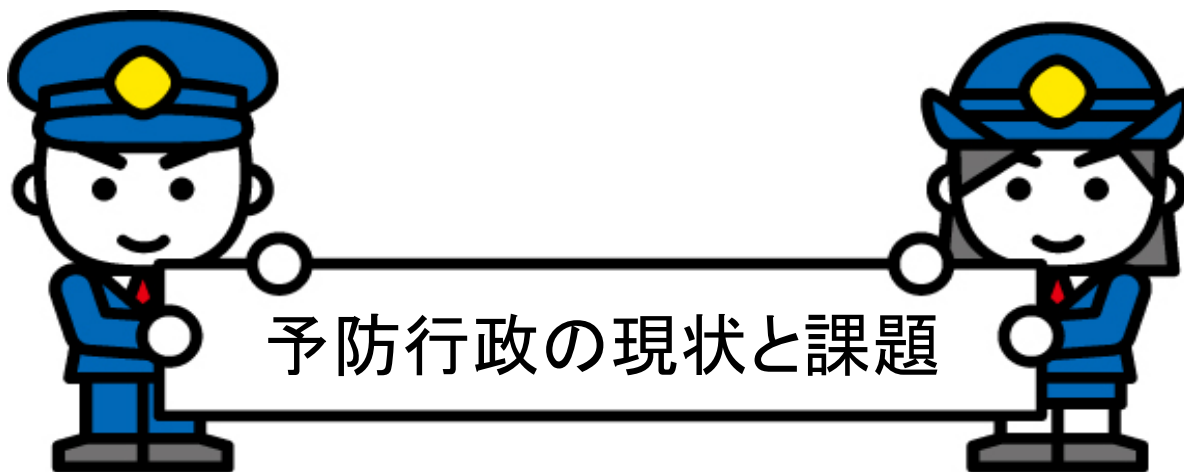
※ 人口密度が低い場合は割増されます

## 地方財政措置の拡充 特別交付税措置の拡充

- 消防団員数を多く確保し、報酬も普通交付税措置額を大きく超えて支給している市町村において、十分な財政措置がなされていない状況となっていることから、現在の特別交付税措置の上限1,000万円を撤廃
- 実員数を増やすインセンティブとなるよう、前年度より実員数が増えた市町村を算定対象に追加

	特別交付税措置の対象	措置額
従来	標準団員数の2倍以上の消防団員数(条例定数)の市町村	普通交付税措置された額を超える分の2分の1 (上限1,000万円)
平成26年度以降	以下のいずれかを満たす市町村 ①標準団員数の2倍以上の消防団員数(実員)の市町村 ②前年度より消防団員数(実員)が増加している市町村	普通交付税措置された額を超える分の2分の1 (上限なし)

※ 対象市町村数は、平成26年度519団体、平成25年度296団体(223団体の増)



平成 27 年 7 月

総務省消防庁 予防課  
課長補佐 臼井 智彦



# 1. 予防行政の変遷

# 主な火災の状況 [昭和40年代以降]

	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
	H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
	H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	7	社会福祉施設
	H25. 8	福知山市花火大会火災	3	56	—
	H25.10	福岡市有床診療所火災	10	5	診療所
H27.5	川崎市簡易宿泊所火災	10※5/26現在	18※5/26現在	宿泊所	

○昭和40年代～昭和末期には、ホテル、百貨店等で多数の犠牲者を伴う火災が発生。

○最近では、比較的小規模な施設・事業所等における火災の人的被害が顕著。

# 火災予防行政の変遷

## 主な火災／法律改正

## 火災予防体制の変遷

## 消防用設備面の変遷

昭和23年 消防法の制定

昭和33年 東京宝塚劇場火災

昭和35年消防法改正

昭和41年 菊富士ホテル火災

昭和43年消防法改正

昭和47年 大阪市千日デパート火災

昭和49年消防法改正

昭和56年  
東京ホテル・ニュージャパン火災

平成13年 新宿雑居ビル火災

平成14年消防法改正

平成16年消防法改正

平成19年消防法改正

平成24年消防法改正

防火責任者の設定

防火管理者制度の創設

(知識・経験を備えた防火管理者の設置義務)

共同防火管理者制度の創設

(高層建築物・地下街の共同防火体制を整備)

防火基準適合マーク

(防火基準適合のホテル・旅館等に掲出)

定期点検制度の創設

(多人数を収容する建物の火災予防点検)

防災管理者制度の創設

(大規模建築物を対象に、大地震等に備える防災管理体制を整備)

統括防火管理者制度の創設

(高層建築物・地下街の共同防火体制を整備)

設備の設置(市町村条例)

消防用設備の技術基準の創設

(消防用設備が備えるべき技術基準を制定)

既存建物への遡及適用

(百貨店等には新たな設備基準も遡及適用)

火災事例を踏まえ、  
・スプリンクラー設備(自動消火設備)  
・自動火災報知器  
・避難設備  
等の消防用設備等の設置基準を順次強化。

住宅への火災警報器の設置

(一般住宅での火災予防のため義務化)

## 2. 予防行政に係る主な制度の概要

# 予防行政に関する主な制度の概要

## ○防火対象物に対する防火管理、消防用設備の設置等の規制

**防火対象物**：山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物

例：建築物その他の工作物

住宅

戸建

共同

多数の者が出入、居住等するもの

例：ホテル、病院、福祉施設、学校、工場、地下街 等

消防機関の権限

- ・ 立入検査、措置命令（使用禁止等）
- ・ 罰則による実効性担保

### ○住宅用火災警報器の設置

【法+条例で規定】

### ○防火管理・統括防火管理

- ・ 防火管理者の選任、消防計画の作成・届出、訓練の実施（+定期点検制度）
- ・ （管理者が複数の場合、）統括防火管理者の選任、全体の消防計画の作成 等

○防災管理 ⇒ 地震等への対応（大規模事業所に限る。）

### ○消防用設備等の設置・維持（ホテル、福祉施設、病院等一定のものには既存施設にも最新の規制を適用）

- ・ 消火設備：スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、ガス系消火設備
- ・ 警報設備：自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備
- ・ 避難設備：誘導灯、誘導標識、避難器具

○防災規制 ⇒ じゅうたん、カーテンなど

## ○火気設備・火気器具等の規制 ⇒ こんろ、ボイラー等の構造、設置場所等【法+条例で規定】

# 防火管理制度

## 消防法第8条

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者※に、防火管理者を定め、消防計画の作成及びこれに基づいた防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付け

⇒ 人的面の対応により、一定規模以上の防火対象物における火災の発生防止、被害軽減を図る

※管理権原者：防火対象物について正当な管理権を有する者。所有者、借受人など

### ① 防火管理が必要となる防火対象物

- ・ 特定防火対象物(ホテル、病院、福祉施設、地下街等の不特定多数の者等が出入りする建物)で、収容人員(建物に出入りし、勤務し、居住する人数)が30人以上(入所型福祉施設は、10人以上)
- ・ 非特定防火対象物で、収容人員が50人以上

### ② 防火管理者

- ・ 管理権原者が、管理的、監督的な地位にある者で一定の知識、資格を有する者(防火管理講習を修了した者等)を防火管理者として選任

### ③ 消防計画(火災予防及び火災時の対応等を定めた計画)

- ・ 防火管理者は、消防計画を作成・届出し、これに基づき防火管理上必要な業務を実施
- ・ 防火管理上必要な業務とは、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防設備・施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理 等

### ④ 統括防火管理

- ・ 高層建築物等一定の防火対象物で、管理権原が複数に分かれているものは、管理権限者間で協議し、統括防火管理者を選任する必要

### ⑤ 防火対象物定期点検報告制度

- ・ 一定規模以上の特定防火対象物等においては、年1回、防火管理上必要な業務等の状況について、管理権原者が防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告(防火基準点検済証の表示が可能)
- ・ 過去3年間遵守状況が優良なものとして消防機関の認定を受けた防火対象物は、点検報告の義務が免除(3年の間免除され、防火優良認定証の表示が可能)

防火対象物総数	4, 002, 101
防火管理義務対象数	1, 062, 816
防火対象物点検対象数	113, 435

(平成26年3月31日現在)

# 特に大規模な防火対象物における防災管理制度等

## 消防法第8条の2の5、第36条

火災だけでなく、その他の災害(地震・毒性物質の発散等)による被害軽減のため、特に大規模な防火対象物の管理について権原を有する者※に、自衛消防組織を置くとともに、防災管理者を定め地震災害等に対応した消防計画の作成及びこれに基づいた防災管理上必要な業務を行わせるよう義務付け

※管理権原者: 防火対象物について正当な管理権を有する者。所有者、借受人など

### ① 自衛消防組織の設置、防災管理が必要となる防火対象物

- ・共同住宅等((5)項口)、倉庫((14)項)等を除いた全ての用途の防火対象物で、延べ面積5万㎡以上、5階建て以上で延べ面積2万㎡以上、11階建て以上で延べ面積1万㎡以上のもの
- ・1,000㎡以上の地下街

### ② 自衛消防組織

- ・管理権原者は、特に大規模な防火対象物において、一定の知識、資格を有する者(自衛消防業務講習を修了した者等)を、全体を指揮する統括管理者(自衛消防隊長)とし、消火班、情報収集・伝達班、避難誘導班、救出・救護班の要員を有する自衛消防組織を設置することが必要

### ③ 防災管理者

- ・管理権原者が、管理的、監督的な地位にある者で一定の知識、資格を有する者(防災管理講習を修了した者等)を防災管理者として選任 ※防火管理者と同一の者

### ④ 地震災害等に対応した消防計画(災害による被害の軽減上又は災害発生時の対応事項を定めた計画)

- ・大規模地震発生の際の被害を想定した場合の対策
- ・自衛消防の組織に関すること
- ・避難口、避難通路の維持管理及びその案内に関すること
- ・防災管理上必要な訓練に関すること
- ・訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証と見直しに関すること
- ・地震による被害の軽減に関すること

防火対象物総数	4, 002, 101
防災管理義務対象数	9, 419
防災対象物点検対象数	9, 419

(平成26年3月31日現在)

# 消防用設備等の設置・維持

## 消防法第17条

ホテル、病院、福祉施設、地下街等の防火対象物の関係者(所有者等)が消防用設備等を設置・維持することを義務づけ

⇒ 物的面の対応により、防火対象物の用途に応じて、火災による被害軽減を図る

## 政省令に委任

### 消防法施行令:第2章(第6条～第36条)

- 消防用設備等の設置・維持に係る技術上の基準
- 消防用設備等の設置が義務づけられる防火対象物
  - 消防用設備等ごとに、防火対象物の用途、規模、収容人員等に応じ、設置義務の対象を規定。  
(例: 消火器 延べ面積150㎡以上の旅館・ホテルは設置が必要 等)

### 消防法施行規則:第2章(第5条～第33条)

- 設置・維持に係る技術上の基準の細目(※更に一部を告示に委任)。  
(例: 消火器 設置対象の各部分から歩行距離20メートル以下となるように設置 等)
- 消防用設備等の届出等に係る手続き

#### 近年の主な設置基準強化(例)

- 高齢者施設・福祉施設、一定の病院・有床診療所について、スプリンクラー設備の設置義務範囲を拡大
- ホテル・旅館、一定の病院・有床診療所等について、自動火災報知設備の設置義務範囲を拡大

## 消防用設備等の種類

### ○消防の用に供する設備

- ・消火設備 (消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備etc.)
- ・警報設備 (自動火災報知設備etc.)
- ・避難設備 (避難器具、誘導灯etc.)

### ○消防用水

- 消火活動上必要な施設 (連結送水管、排煙設備、非常コンセント設備etc.)



## 設置・維持に係るチェック体制(消防本部において確認)

(計画時)消防同意



(設置前)着工届



(設置完了時)設置検査



(維持管理時)関係者による点検報告  
※消防本部による立入検査時にも確認



# 立入検査・違反是正

## 消防法第4条

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、建物に対して立入検査を実施することが可能

⇒ 消防法令違反を発見した場合、警告・命令等の行政指導や行政処分を行い、法令に適合したものとなるよう違反是正を推進

### ① 立入検査

- ・消防職員は火災予防のために必要があるときには、あらゆる仕事場、公衆の出入りする場所等へ立入検査を実施
- ・建物の位置、構造、設備及び管理状況を検査し、関係者(所有者、従業者等)に質問できる

### ② 違反是正

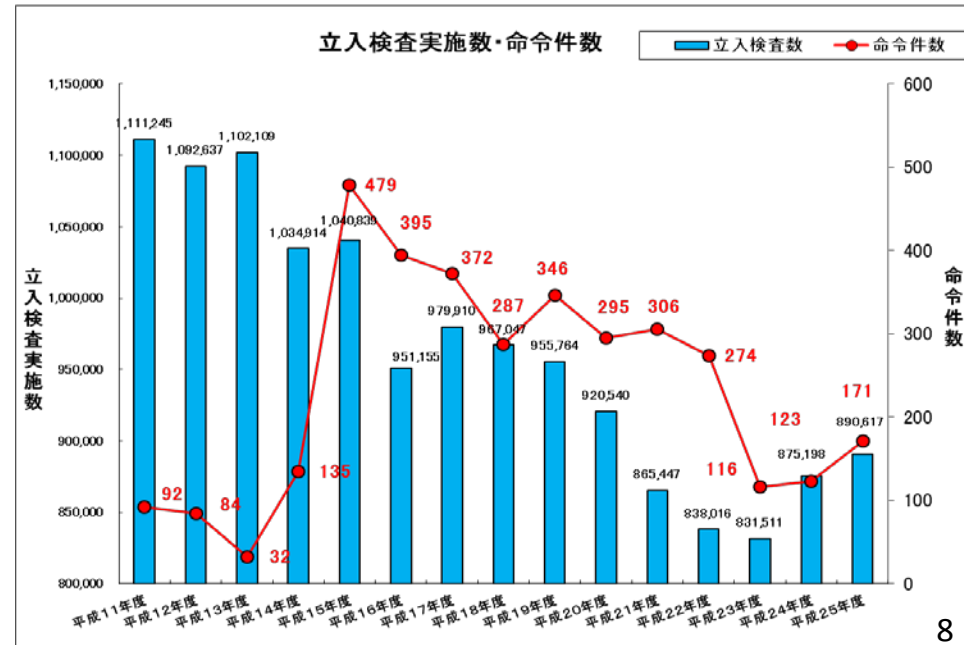
- ・違反の是正を行うため違反処理として、警告・命令・告発等の行政指導及び行政処分を実施
- ・消防庁が作成した「違反処理標準マニュアル」を参考に、各消防機関で定める「違反処理基準」を踏まえ実施

### ③ 各種命令の種類

- ・屋外における火災予防措置命令
- ・資料提出命令
- ・防火対象物に対する改修命令
- ・防火対象物に対する使用禁止命令
- ・防火対象物における火災予防措置命令
- ・防火・防災管理者選任命令
- ・防火・防災管理業務適正執行命令
- ・防火・防災、点検虚偽表示除去・消印命令
- ・消防用設備等の設置維持命令

※命令には、公示を義務付け

※命令違反には、罰則適用



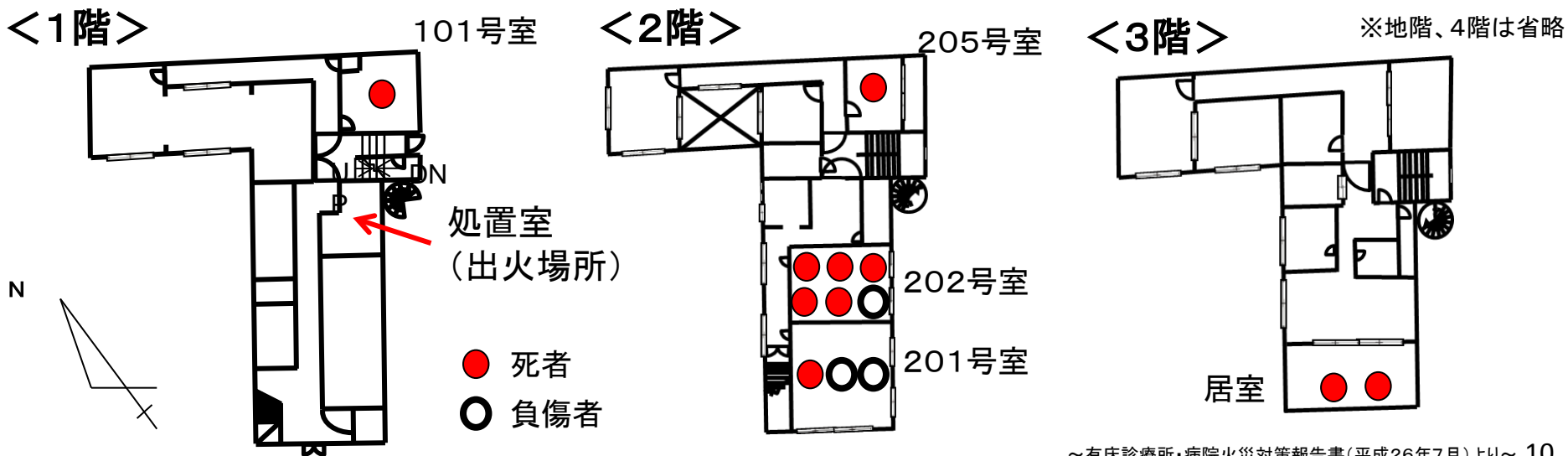
### **3. 近年の予防行政の動向**

# 福岡市における診療所火災(H25.10.11)の対応

- 発生日時：平成25年10月11日(金) 2時22分覚知  
(4時56分鎮火)
- 人的被害：死者10名、負傷者5名 (重症4名、中等症1名)  
※死者はいずれも高齢者で、内7名は要介護認定
- 構造・階層：鉄骨造及び鉄筋コンクリート(RC)造  
地下1階地上4階建て
- 延べ面積：681.71㎡
- 出火原因等：1階処置室から出火



処置室内の電気機器の電源プラグ周辺における接触部過熱又はショートの可能性



# 消防法施行令等の改正について

## スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置（現行：病院3,000㎡以上、診療所6,000㎡以上）
- 具体的には、次のものについては対象外とする
  - ・患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの  
（歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科）
  - ・延焼を抑制する施設構造を持つもの
  - ・夜間においても相当程度の患者の見守り体制（13床当たり職員1名）がある病院
  - ・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
  - ・3床以下である（入院実態がほとんどない）有床診療所
- 3,000㎡以上の有床診療所は、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置（現行：6,000㎡以上）
- 水道連結型スプリンクラーの設置可能施設を拡大  
（現行：1,000㎡まで。改正後1,000+ $\alpha$ ㎡の施設も設置可。）

## 消火器の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消火器」を設置（現行：150㎡以上）

## 火災通報装置の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消防機関へ通報する火災報知設備」を設置（現行：500㎡以上）
- 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、自動火災報知設備と連動起動化

## 経過措置

- 新築施設については、平成28年4月から適用
- 既存施設への設置については、スプリンクラー設備が平成37年（2025年）6月末まで猶予  
火災通報装置が平成31年3月末まで猶予  
（消火器は猶予期間なし）

# 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院

	病院		有床診療所		(参考) 社会福祉施設
	療養病床又は 一般病床を有するもの	左記以外のもの (感染症病床、結核病 床、精神病床のみ)	定義上、療養又は一般病床を有する		
			病床数が4床以上 (19床以下)	3床以下	
下記以外の もの	面積にかかわらず 設置		面積にかかわらず 設置		面積にかかわらず 設置
適切に消火活 動を実施できる 職員体制あり	3,000㎡以上に設置		3,000㎡ 以上に 設置		6,000㎡以上 に設置
特定診療科名 以外のみ (13診療科名)	3,000㎡以上に設置		3,000㎡以上に設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老人デイサービスセン ター</li> <li>• 老人介護支援センター</li> <li>• 障害者支援施設(避難 が困難な者を主として 入所させるもの)等</li> </ul>
施設構造 (延焼抑制)	3,000㎡以上に設置		3,000㎡以上に設置		6,000㎡以上に 設置 13

# 水道連結型スプリンクラーの設置可能施設の拡大

福祉施設のうち延べ面積1,000㎡未満のもの

→ 福祉施設、有床診療所・病院のうち基準面積1,000㎡未満のもの

基準面積から除外できる部分

手術室・レントゲン室など医療施設特有のヘッド免除部分で、防火区画又は延焼防止措置が講じられているもの

## ○防火区画

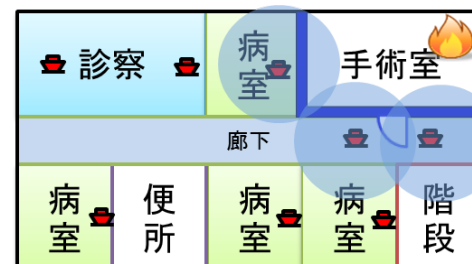
- ・準耐火構造の壁及び床で区画
- ・開口部は常閉又は自閉の防火戸

🔴: 水道連結型  
スプリンクラーヘッド



## ○延焼防止措置

- ・不燃材料で造られた壁及び床で区画
- ・開口部は常閉又は自閉の不燃材料で造られた戸
- ・不燃材料で造られた壁の外側部分にスプリンクラーヘッドを設置



## 猶予期間の考え方

スプリンクラー設備の	施行(新築への適用)	平成28年4月
	猶予期間(既存適用)	平成37年6月末

地域医療において重要な役割  
厳しい経営環境から廃業や無床化の懸念

2025年:  
病院等の機能分化・  
連携によりあるべき  
姿が実現

スプリンクラー設備や火災通報装置について、補助金で支援  
猶予期間を待たず、計画的にスプリンクラーの設置を推進  
(厚生労働省:平成25年度補正予算額101億円、平成26年度補正予算額192億円)



# 違反是正の実効性向上について

## ■立入検査・違反処理の実施状況

	防火対象物数 A	立検回数 B	実施率 C=B/A	警告等 D	命令 E
大都市	1,100,124	329,430	29.9%	1,565	140
中核市	590,524	161,835	27.4%	186	17
その他	2,311,453	399,352	17.3%	158	14
全 国	4,002,101	890,617	22.3%	1,909	171

平成25年度実績(防火対象物実態等調査結果)

## ■消防法令違反の状況(違反率)

	自火報	SP	内栓
大都市	0.50%	0.17%	1.45%
中核市	2.94%	0.82%	6.63%
その他	2.45%	0.37%	4.82%

※違反率＝違反对象物数／義務対象物数

## 職員数が少ないから違反是正が進まない？

	消防職員 一人当たり 対象物数	査察専従 一人当たり 対象物数	査察経験 5年未満 専従割合	予防技術 資格者 専従割合
大都市	25.5	685.5	55.5%	32.5%
中核市	31.6	620.1	46.2%	39.0%

違反是正の実効性向上に係る実態調査結果(平成25年度実施)

大都市消防本部は、比較的査察専従職員の少ない体制で、かつ査察経験年数や資格者も少ない状況で、多くの対象物を抱えている

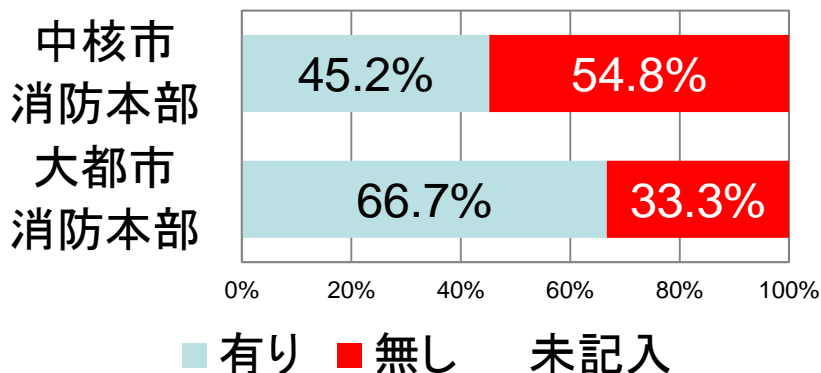
中核市(42本部)間でも、大きな差がある

- ・立入検査実施率 … 数%～約80% 平均26.4%
- ・違反指摘率 …… 数%～約85% 平均42.6%
- ・是正率 …… 数%～ほぼ100% 平均40.6%

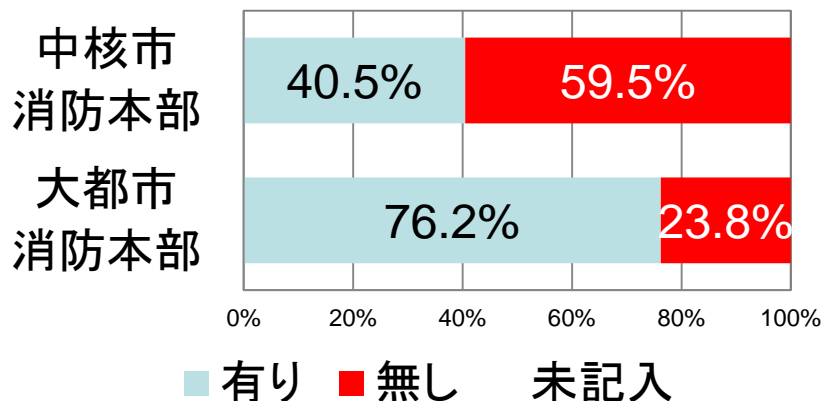
※ 「違反指摘あり対象物数」及び「是正率」未把握本部 複数

## 効果的な是正指導

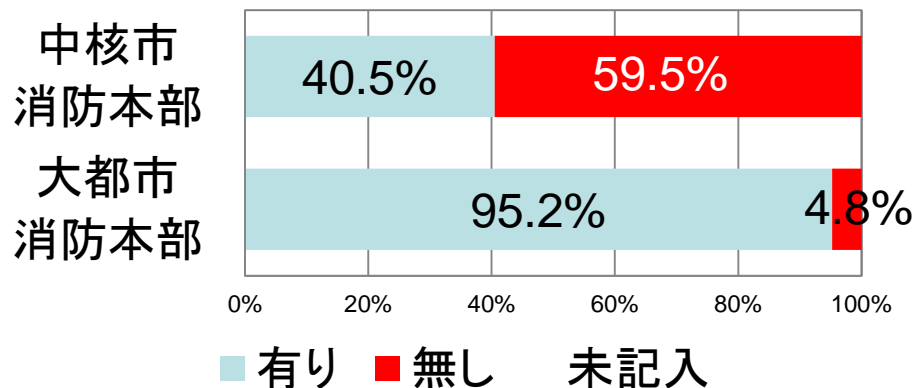
### 立入検査マニュアル整備の有無 (68)



### 立入検査実施状況を検証する 体制等の有無(116)



### 違反処理の進捗等を検証する 制度等の有無(168)



## (立入検査の課題)

### ○ 立入検査実施計画の策定

- ・ 立入検査の実施件数を重視した計画となっており、火災危険や違反状況等の優先順位が考慮されていないこと。
- ・ 消防署で策定された計画を消防本部でチェックする体制が整備されていない、整備されていても十分でない状況があり、結果として長期間立入検査を実施していない対象物が生じる状況となっていること。

### ○ 進捗管理

- ・ 消防本部においては、立入検査実施件数のみの把握にとどまり、違反やその是正状況が把握・管理できていないこと。
- ・ 消防署において、違反の追跡調査の未実施や、是正状況等の未把握など、立入検査実施後のフォローが適切になされていないこと。

## (違反処理の課題)

- 上位措置への移行に係る内部規程等が整備されていないこと。
- 違反処理に係る内部規程等の内容が十分でないこと。
- 内部規程等に従い、適切に警告・命令等の上位措置へ移行できない状況があること。
- 消防本部が違反是正の状況等を把握しておらず、組織として有効な対策が取られていないこと。

## 【当面の対応】

次の事項について重点的に体制等を整備し、違反是正の推進を図ることが必要

- 立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの内容を反映した組織管理体制の整備
- 内部規程等の内容に従った立入検査業務及び違反処理業務の実施

## 査察規程の作成例について

- 立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの内容を反映した執行管理体制の整備を推進するため、主に以下を内容とする規定例を提示  
(平成27年3月31日付消防予第137号)

- ①責任の所在  
→査察は、管轄の署において実施し、消防長が支援
- ②立入検査実施計画の策定  
→消防長が示す執行方針に基づき、署長が立入検査実施計画を策定し報告
- ③進捗状況及び違反状況の管理  
→消防長が、組織全体の進捗状況及び違反状況を組織的に管理
- ④違反是正指導及び違反処理への移行  
→違反対象物に対しては、違反処理の留保理由に該当しない場合は原則として違反処理に移行

※ 査察規程における規定の例にあわせて、細部事項を規定した、運用要領の例を提示

### 消防庁の現状認識

多くの消防本部において、違反を覚知しても、警告 → 命令と次の措置に移行することなく、言わば放置されている場合があることは、消防の責任も問われかねず、大きな問題

また、移行するとしても、違反の覚知から命令による公示まで長期間かかる実態を踏まえると、特に重大な違反を消防機関が覚知しているのに、その事実がその間、住民に知らされないことは、避けなければならない



## 公表制度の概要

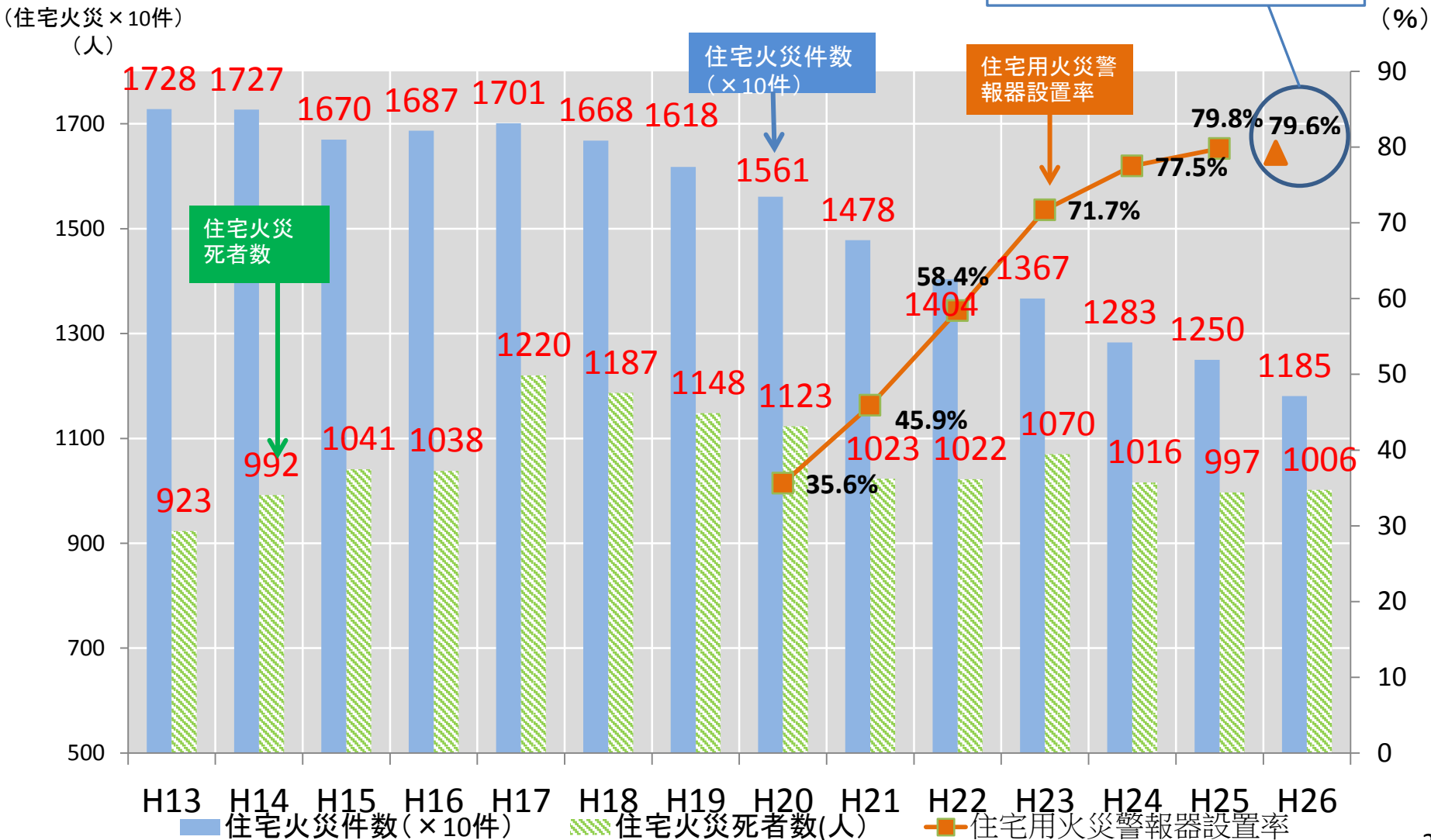
### 重大な消防法令違反に係る情報をホームページ等において公表

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| ① 公表の対象   | 特定用途防火対象物                     |
| ② 対象となる違反 | 内栓、SP、自火報の未設置                 |
| ③ 公表の時期   | ②の内容を通知してから一定期間経過後            |
| ④ 公表の方法   | 市町村又は消防本部のホームページに掲載           |
| ⑤ 公表する事項  | a 防火対象物の名称    b 所在地    c 違反内容 |

- ・平成26年4月以降、まずは政令市本部で実施できるよう、平成25年12月に条例案を示した通知を発出し、27年3月に推進通知を発出
- ・政令指定都市  
平成27年4月には実施
- ・管内人口20万人以上の消防本部  
平成29年3月末までには条例等を改正し、遅くとも平成30年4月からの実施を準備
- ・その他の消防機関  
管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ、具体的な検討

# 住宅火災の状況と住宅用火災警報器の設置状況

住宅火災件数は出火原因のうち「放火」を除く





## リフォーム団体・賃貸住宅団体への働きかけ

一戸建て住宅の未設置世帯の割合が高い



住警器の設置義務化(平成18年6月)以降の新築住宅については、住警器が設置されている

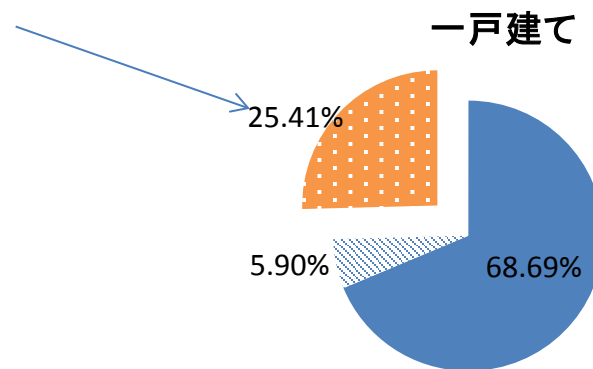
(建築確認申請の審査項目に、住警器の設置に関することが追加されている)



未設置住宅の多くは既存の住宅だと考えられる



リフォーム工事を受注した際には、**住警器の設置、維持管理及び老朽住警器の取替えの必要性**について、工事の依頼主に説明してもらうよう協力依頼



- (一社)住宅リフォーム推進協議会
- (一社)日本住宅リフォーム産業協会
- (一社)良質リフォームの会
- (一社)リノベーション住宅推進協議会
- (一社)ベターライフリフォーム協議会

国土交通省

リフォーム団体の認定・登録制度  
(平成26年9月1日)。

# 住宅用火災警報器設置対策基本方針(H23. 9. 7)

## (3) 住警器の維持管理に関する広報の強化

「定期的に動作確認を行うなど、適切な維持管理について広報を強化」



来年度(平成28年度が**義務化10年**)

**10年たったら、とりカエル。**  
お宅の**火災警報器**の話です。



住宅用火災警報器は、**10年を目安に、とりカエル!**  
わが家と家族を守る基本です。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは  
フリーダイヤル **0120-565-911**

受付時間：月曜日から金曜日まで9時～17時(12時～13時を除く)

一般社団法人 消防庁消防機工業会 TEL:03-3831-4318 FAX:03-3831-4345 <http://www.j-shi.or.jp>

取りつけましたか? **設置は義務です**  
**住宅用火災警報器**  
あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

**「まさか!」の火事。**  
**火災警報器**で助かる命があります。  
火事は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。万が一の時でも、火災警報器があればいち早く火災を知らせてくれます。

住宅火災 100 件当たりの死者数 (平成 20 年～平成 22 年)	
火災警報器設置なし	7.6 人
火災警報器設置あり	5.1 人 (-33%減)

消防庁資料より

**どこに取り付けたらいいの?**

取り付けが義務付けられている所 (寝室・階段)

取り付けをおすすめする所 (台所・全ての部屋)



寝ている中に置った布団が、暖気ストーブに触れて燃が...

寝れば台所で...

てんぶらの薪を火にかけたまま、つついテレビに夢中...

(一社)日本火災報知機工業会